

特定空家の略式代執行について

1 趣旨

今年の積雪により状態が悪化した特定空家で、相続放棄のため所有者が確認できない物件について、略式代執行を実施し除却したい。

【空家等対策の推進に関する特別措置法】

第22条 略

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確認することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確認することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

2 略式代執行により除却したい特定空家

No. 1	所在地	島田 1 丁目 11- 6
	状 況	柱や外壁、梁が隣の住居に越境
	所有者	相続放棄（H27. 6. 2）



隣の住居の住民から、不安の声や市に対応を求める声がある。最近は瓦が落ちる音がするとのこと。

写真 左：R6 年 4 月 19 日撮影
右：R7 年 3 月 14 日撮影

No. 2	所在地	荒沢 1385- 3
	状 況	令和 7 年 2 月に雪の重みで一部倒壊
	所有者	相続放棄（H28. 5. 13 最終放棄）

写真 左：H29 年 3 月 22 日撮影 右：R7 年 3 月 28 日撮影



隣の住居の住民がよく畑仕事をしており、不安の声や市に対応を求める声がある。

＜略式代執行の判断基準＞

- ① 相続放棄物件のため改善指導すべき所有者が不在
- ② 建築物としての外壁や柱、屋根等の構造部材が崩壊又は著しく劣化
- ③ 倒壊や飛散により隣接する民家や道路など周辺環境に被害が及ぶ恐れ

【国のガイドラインにおける特定空家に係る代執行の要件】

当該特定空家等による周辺の生活環境等の保全を図るという規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならないこと。

上記の判断基準の①②③全てに該当するため

台風シーズン到来前に全部解体し更地にする除却としたい。

3 概算費用 5,581 千円

対象物件	概算費用
No. 1（島田一）	3,650 千円
No. 2（荒沢）	1,931 千円

4 スケジュール

- 6 月 空家等審議会への報告
議会で補正予算上程（6/23 採決）
略式代執行の公告（14 日間）※東映ムービルと同様に掲示板＋HP
- 7 月 工事発注手続
略式代執行

【参考】東映ムービル屋上塔屋解体時の事務執行

- R3. 4. 18 強風により屋上塔屋上部の外壁の一部が市道に落下
5. 12 空家等審議会開催
5. 13 略式代執行に係る補正予算を専決処分
5. 14 略式代執行の公告（～5/28：14 日間）
5. 28 工事業者契約（見積合わせによる随意契約）
8. 10 工事完了